

名古屋市農業委員会 令和6年第7回総会 議 事 録

- 開催日時 令和6年7月22日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後2時29分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	13 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第46号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第47号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第48号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第49号議案 農用地利用集積計画の決定について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和6年第7回総会 委員出欠状況

出席農業委員（13名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
		4 番	近 藤 正 俊 委員
		6 番	木 村 幸 廣 委員
7 番	川 本 美 幸 委員		
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員	1 2 番	熊 澤 正 巳 委員
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（12名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	山 口 儀 明 委員	2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員	2 2 番	伊 藤 正 幸 委員
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番	竹 川 孝 司 委員	2 8 番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 6 年第 7 回総会（令和 6 年 7 月 22 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 6 年第 7 回総会をはじめさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 6 年第 7 回総会を開会いたします。 本日は、大変お暑い中、またお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 46 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 49 号議案「農用地利用集積計画の決定について」までの 4 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 13 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 12 人のご出席でございます。 次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、熊澤政巳委員及び成田秋義委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 46 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

受付番号 3-2 及び 3-3 につきましては関連のある案件のため、一括で報告していただきます。

それでは、3-2 及び 3-3 について、11 番、横井委員、お願いいたします。

横井（昭）
委員

受付番号 3-2 及び 3-3 の農地につきまして、7 月 5 日に安井推進委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、個別の案件としては営農規模の拡大、縮小として捉えられますが、合理的に営農するため双方が所有する同じ面積の農地を交換するものです。

受付番号 3-2 は、譲渡人が営農規模の縮小のため売却を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため本農地の取得を希望しています。

申請地である中川区富田町大字榎津字北新海の 1 筆は畑で、キウイ、ミカンが植え付けられ、良好に管理されていました。

また、譲受人世帯の経営農地はすべて良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

受付番号 3-3 は、譲渡人が営農規模の縮小のため売却を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため本農地の取得を希望しています。

申請地である中川区富田町大字榎津字西ナコの 1 筆は畑耕作準備中であり、良好に管理されていました。

また、譲受人世帯の経営農地はすべて良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。

以上につきまして、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 46 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 46 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 47 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-7 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員	受付番号 1-7 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、7 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-7 願い出の農地は、クリやカキ、ダイコン、ネギなどが栽培され、いずれもお亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-8 について、18 番、山口委員、お願いいたします。
山口（儀）委員	受付番号 1-8 の農地について、小畠盛夫委員と事務局職員で、7 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-8 の願い出の農地は、作付準備中でした。 体の故障により農業ができなくなるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-9 について、1 番、小畠委員、お願いいたします。
小畠委員	受付番号 1-9 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、7 月 3 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-9 の願い出の農地は、カキなどが栽培されていました。

	体の故障により農業ができなくなるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-2 について、24 番、横井委員、お願いいたします。
横井（慎） 委員	受付番号 3-2 の農地につきまして、7 月 2 日に事務局職員とで現地調査をしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-2 の中川区中島新町三丁目の 1 筆の畑は、スイカ、カボチャ、ネギが植え付けられ、良好に管理されていました。 このことから、主たる従事者がお亡くなりになるまで、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、証明することにつき何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 47 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 47 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 48 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農

業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

第 48 号議案につきましては、私の親族に関する案件が含まれているため、農業委員会等に関する法律第 31 条により議事に参与することができないことから、議長の職務を安井会長職務代理が代行いたします。安井会長職務代理よろしく願いいたします。

安井代理

会長職務代理の安井です。それでは私が、議長の職務を代行させていただきますので、よろしくお願いします。

布目委員におかれましては本案件審議中のご発言は控えていただきますようお願いいたします。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-20 及び 1-21 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員

受付番号 1-20 及び 1-21 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、7 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-20 の申請地には、カンショやカボチャ、ダイコンなどが栽培されていました。いずれも肥培管理良好です。

受付番号 1-21 の申請地には、ウメやナス、サトイモなどが栽培されていました。いずれも肥培管理良好です。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

安井代理

ありがとうございました。次に、受付番号 2-13 について、

	19 番、若松委員、お願いいたします。
若松委員	受付番号 2-13 について、7 月 4 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地はすべて田で、水稻が作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
安井代理	ありがとうございました。次に、受付番号 2-14 について、7 番、川本委員、お願いいたします。
川本委員	受付番号 2-14 について、7 月 3 日に松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、キュウリ、トウモロコシなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
安井代理	ありがとうございました。次に、受付番号 3-8 について、10 番、二村委員、お願いいたします。
二村委員	受付番号 3-8 の農地につきまして、7 月 2 日に横井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-8 の中川区打出二丁目の 2 筆の畑にはカキが植え付けられ、良好に管理されていました。

	また、中川区野田一丁目の 1 筆の畑にはカキ、パセリが植え付けられ、良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
安井代理	ありがとうございました。次に、受付番号 3-9 について、23 番、安井委員、お願いいたします。
安井（正） 委員	受付番号 3-9 の農地につきまして、7 月 5 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-9 の中川区江松四丁目の 3 筆の田は水稻が植え付けられ、良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
安井代理	ありがとうございました。次に、受付番号 3-10 について、10 番、二村委員、お願いいたします。
二村委員	受付番号 3-10 の農地につきまして、7 月 2 日に横井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-10 の中川区大当郎一丁目の 1 筆の畑にはトウモロコシが植え付けられ、良好に管理されていました。 また、中川区中須の 1 筆の畑にはネギ、サツマイモが植え付けられ、良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

安井代理	ありがとうございました。次に、受付番号 4-5 について、27 番、竹川委員、お願いいたします。
竹川委員	受付番号 4-5 につきまして、安井委員及び事務局職員とで、7 月 4 日に調査した結果を報告します。 証明願い出の農地、港区小川二丁目はじめ 4 筆は、田で、水稻が作付けされており、農地として良好に管理されておりました。 また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
安井代理	ありがとうございました。次に、受付番号 4-6 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-6 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、7 月 3 日に調査した結果を報告します。 証明願い出の農地、港区藤高三丁目はじめ 3 筆は、田で、水稻が作付けされており、農地として良好に管理されておりました。 また、この農地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
安井代理	ありがとうございました。次に、受付番号 4-7 について、25 番、木村委員、お願いいたします。

木村（正） 委員	受付番号 4-7 につきまして、清水委員及び事務局職員とで、7 月 3 日に調査した結果を報告します。 証明願い出の農地、港区船頭場一丁目の 1 筆は、田で、水稻が作付けされており、農地として良好に管理されておりました。 また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
安井代理	ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 48 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
安井代理	ご異議なしと認め、第 48 号議案の案件は証明することといたします。 ここで議長を布目委員と交代させていただきます。
議長（会長）	それでは、引き続き議事を進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 次に、第 49 号議案、農用地利用集積計画の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。 審議のポイントとして、配付資料①をお配りしておりますの

で、ご覧ください。

それでは、9 ページの農用地利用集積計画案の第 4 号について、25 番、木村委員、お願いいたします。

木村（正）
委員

令和 6 年度第 4 号の農用地利用集積計画につきまして、7 月 3 日に、清水委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、借受人が、現在、利用権設定を受けている農地に隣接する区画に新たに利用権を設定したいと申し出されたものです。

申し出の農地は、港区西福田一丁目の 1 筆で畑として利用しており、面積は 1,440 平米のうち 48 平米です。農地の現状は、耕作準備中の状況となっています。

借受人は、所有者に対し、申請地の借り受けの希望をされ、所有者との間で、双方の合意が得られたので、今回の申請に至ったものです。

借受人は、申請地を効率的に利用する、意欲ある者と思われます。なお、申出人の経営する農地はいずれも良好に管理されていました。

借受人は、利用権の設定がされたあとも、継続的な営農を行い、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 49 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。8 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「旧法」という。）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 49 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 49 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和 6 年 6 月 1 日から令和 6 年 7 月 1 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が

処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1 ページから 5 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 9 件

続いて、6 ページから 17 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 34 件

続いて、18 ページから 49 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 95 件

続いて、50 ページから 52 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権設定に係るものが 9 件

続いて、53 ページから 56 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち使用賃借権設定に係るものが 8 件

続いて、57 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 1 件

続いて、58 ページですが、転用届出に係る取消願が 1 件

続いて、59 ページから 60 ページにかけまして、転用届出に係る訂正願が 5 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

課長補佐

事務局から 3 点事務連絡がございます。

まず、1 点目でございます。4 月の総会で皆様にご議決いただきました「令和 7 年度名古屋市農業施策等に関する意見書」を、7 月 18 日（木）に名古屋市長あて提出いたしました。当日の様子につきましては、後日、名古屋市公式ウェブサイトに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、関係機関として、本日、東海農政局に要請をするともに、8 月 14 日に愛知県農業会議、8 月 20 日に愛知県に要請を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2 点目でございますが、明後日、7 月 24 日に現地調査を実施いたしますので、改めてそのご案内をさせていただきます。

当日は、自治センター西側に集合される方は 8 時 55 分までに、戸田川緑地第 1 駐車場に集合される方は 9 時 30 分までにお集まりいただきますようお願いいたします。また、当日急遽欠席される方は 8 時 45 分までに都市農業課にご連絡ください。

先日もご案内いただきましたが、当日はかなり暑くなることも考えられますので、水分補給をこまめにしていただくとともに、帽子の着用等服装には十分ご注意ください。

最後に、3 点目でございますが、総会資料に同封させていただきました令和 6 年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会についてご案内させていただきます。

4 月の総会の事業計画において日付のみお示しいたしましたが、この度、愛知県農業会議から日時・場所等詳細な連絡が

議長（会長）	ありました。 日時は、令和 6 年 9 月 6 日（金）午後 1 時 30 分から午後 4 時 20 分までの予定で、場所は、稲沢市にある名古屋文理大学文化フォーラムです。出席連絡につきましては、各地区農政課へ 8 月 5 日（月）までにお願いします。 また、会場駐車場に限りがございますので、お車で来られる場合は乗り合わせでのご来場にご協力ください。 事務連絡については以上でございます。 その他、何かありますでしょうか。 特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和 6 年第 7 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。
--------	---

閉会（午後 2 時 29 分）